

神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科規則（以下「規則」という。）第13条第2項の規定に基づき、履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第2条 博士前期課程の学生は、規則別表1で定める授業科目のうち他領域の講義科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により他領域の授業科目の履修を希望する学生は、担当教員の承諾を得て、指定する期日までに他領域等科目履修申請書（様式第1号）を学長に提出しなければならない。
- 3 前1項の規定により修得した単位は、修了の要件となる単位に算入しない。

(履修登録)

第3条 学生は、履修しようとする授業科目について、学期ごとに別に定める期日までに履修登録をしなければならない。

- 2 次に掲げる授業科目は履修することができない。
 - (1) 既に単位を修得した授業科目
 - (2) 授業時間が重複する授業科目

(欠席届)

第4条 病気その他やむを得ない理由により授業を受けることができなかった学生は、欠席届（様式第2号）を当該科目の担当教員に提出することができる。

- 2 前項の規定により提出された欠席届による成績の評価への取扱いは、当該科目の担当教員の判断によるものとする。

(交通機関の不通等に伴う休講)

第5条 次の各号いずれかに該当する時、授業は原則として休講とする。

- (1) 事故、地震、積雪、ストライキ等により下記2線のいずれもが不通の時。
ただし、バス等による振替輸送がある場合は、不通とみなさない。
京浜急行線（横浜～久里浜間） J R横須賀線（横浜～久里浜間）
 - (2) 県内に、暴風、大雪、暴風雪、特別警報（以下「警報」という。）発令時
- 2 前項により休講となった場合でも、京浜急行線、J R横須賀線が復旧した場合、または、警報が解除された場合は次のとおり授業を行う。

復旧(警報解除)時間	授業実施時限
7:00 現在で復旧(警報が解除)された場合	1時限から実施
8:30 現在で復旧(警報が解除)された場合	2時限から実施
11:00 現在で復旧(警報が解除)された場合	3時限から実施
12:30 現在で復旧(警報が解除)された場合	4時限から実施

14:30 現在で復旧(警報が解除)された場合	5時限から実施
16:30 現在で復旧(警報が解除)された場合	6時限から実施
18:30 現在で復旧(警報が解除)された場合	7時限から実施

3 第1項に定める場合のほか、学長は災害その他緊急と認める場合は、授業を休講とすることができる。

(試験)

第6条 試験の実施は、学期末に期間を定めて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては学期中に随時試験を行うことができる。
- 3 試験は、筆記、口述、レポート提出、実技、実習等の方法により行う。

(成績評価、単位の授与)

第7条 成績は、シラバスに定める単位認定方法及び基準並びに前条で定める試験等により判定する。

2 前項で判定した成績の評価基準は、次のとおりとし、S、A、B及びCに所定の単位を与え、D及び／には単位を与えない。

評価	達成度	評点	グレートポイント GP	単位の授与
S	科目の到達目標を十分に達成し、特に優れていると認められる	90点～100点	4	授与する
A	科目の到達目標を十分に達成している	80点～89点	3	
B	科目の到達目標を達成している	70点～79点	2	
C	科目の到達目標を最低限度達成している	60点～69点	1	
D	科目の到達目標を達成していない	59点以下	0	授与しない
／	履修辞退	評価不能	算定しない	—

3 評点を付さない授業科目は、授与、不授与をもって表わし、GPには算定しない。

4 評価不能については別に定める。

5 再試験において単位を授与する場合の評価・評点はC(60点)とする。

6 学生は単位を授与されなかった科目を、再履修することができる。

7 出席時間数が講義及び演習においては授業時間数の3分の2に満たない学生、実験及び実習においては授業時間数の5分の4に満たない学生には、単位は与えない。

8 前項の規定にかかわらず、当該科目の担当教員が欠席の事情をやむを得ないと認めた授業時間数と出席した授業時間数を通算して講義演習科目は3分の2以上、実験及び実習科目においては5分の4以上の学生に対しては、第1項及び第2項の規定に基づき成績を評価し単位を与えることができる。

(追試験)

第8条 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった学生は、願い出により当該科目について追試験を受けることができる。

2 前項の規定により追試験を受けようとする学生は、追試験願(様式第3号)に病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては理由を証する書面を添付し、原則として当該科目の試験の日から1週間以内に学長に提出しなければならない。

(再試験)

第9条 試験及び追試験において単位を授与されなかった学生に対しては、担当教員の判断に基づき当該科目について再試験を行うことができる。

(試験を受けることができない学生)

第10条 次のいずれかに該当する学生は、試験を受けることができない。

- (1) 履修登録をしていない学生
- (2) 試験開始時刻に30分を超えて遅参した学生

(不正行為)

第11条 試験において不正行為をした学生は、その期に実施する試験のうち、その時間以降の試験の受験資格を失う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。